

竹内街道・横大路（大道）ガイドンギイベント業務委託仕様書

I 総則

1. 適用範囲

本仕様書は、竹内街道・横大路～難波から飛鳥へ日本最古の官道「大道」～活性化実行委員会（以下「甲」という。）が委託事業者（以下「乙」という。）に委託して実施する「竹内街道・横大路（大道）ガイドンギイベント業務」（以下「本業務」という。）について必要な事項を定めるものとする。

2. 業務目的

本業務は、日本遺産に認定された「1400年に渡る悠久の歴史を伝える「最古の国道」～竹内街道・横大路（大道）～」のストーリーと、またその構成文化財等を知って頂くことにより、街道そのものや沿道周辺地域の文化的・歴史的魅力を広く発信し、沿道地域への周遊喚起につなげるために実施するガイドンギイベント業務である。

また、実施にあたっては、過年度より調査・検討してきたガイドンギの手法等をもとに、地域の魅力発信の担い手となる市町村観光ボランティアガイドとも連携して進めていくものであり、前述の魅力発信のほか、担い手育成の効果も期待して甲において実施するものである。

3. 委託期間

契約締結日から令和2年3月24日まで

4. ガイドンギイベントの仕様

ガイドンギイベントの開催日程等は次のとおりとする。

- (1) 開催日： 下記のとおり
- (2) 募集人数： 下記のとおり
- (3) 主催： 竹内街道・横大路～難波から飛鳥へ日本最古の官道「大道」～活性化実行委員会
- (4) 参加費： 無料（拝観料等の実費分は参加者から徴収する。）
- (5) ガイド料： 226,000円（予定額）
※ガイド料は、下記表の各団体の規約等の規定により算出したものであるが、イベント参加者数により金額が変更になることがある。
なお、ガイド料は、乙から各団体に支払うこと。
- (6) コース： 甲により各団体と協議し、決定したコースとすること。

	団体名	開催日	募集人数	ガイド人数
1	大阪観光ボランティアガイド協会	2月10日(月)	30人	6人
2	てんのうじ観光ボランティアガイド協議会	2月23日(日)	100人	10人
3	NPO 法人堺観光ボランティア協会	3月1日(日)	105人	7人
4	まつばらまちの案内人	2月16日(日)	40人	8人
5	羽曳野まち歩きガイドの会	3月7日(土)	60人	9人
6	太子町観光ボランティア「太子街人(ガイド)の会」	3月8日(日)	100人	10人
7	葛城市観光ボランティアガイドの会	3月1日(日)	60人	8人
8	大和高田市文化財ボランティアガイドの会	2月23日(日)	60人	6人
9	橿原市ボランティアガイドの会	3月14日(土)	120人	12人
10	桜井市観光ボランティアガイドの会	2月16日(日)	150人	25人
11	(一社)飛鳥観光協会ボランティアガイド	2月15日(土)	100人	7人

II 業務内容

5. 業務概要

本業務の概要は次のとおりである。

- (1) 計画・準備
- (2) ガイディングイベントの企画・実施
- (3) 参加申込の受付・申込者への通知
- (4) ガイディングイベントに関する情報発信等広報
- (5) 当日配布用資料の印刷
- (6) 事業の取りまとめ、事業実施報告書の作成
- (7) 打合せ協議

6. 業務詳細

(1) 計画・準備

乙は、本業務に関する契約図書、指示事項及び貸与資料を十分把握した上、業務実施に当たっての実施内容及び作業工程を示した業務実施計画書を作成し、甲の了承を得るものとする。

(2) ガイディングイベントの企画・実施

次の要件を満たすガイディングイベントを企画・実施する。

- ① 一般のガイドングイベントに参加したことがない層にもアピールできるよう工夫を行うこと。
- ② ガイド料、保険料等運営に係る一切を委託費に含む。
- ③ 参加費は無料とする。ただし、拝観料等の実費分は、乙が参加者から当日徴収し、施設拝観時に支払う。
- ④ 円滑なイベント実施のための全体管理マニュアル、運営台本等を作成する。
- ⑤ 参加者受付等当日の円滑な会場運営を行う。(ただし、受付に必要な机、イス等は各団体において用意するものとする。)
- ⑥ 参加者にガイドングイベントに関するアンケートを行う。(案文の作成、印刷、配布、回収、集計作業、簡易な分析を含む。)
- ⑦ 雨天決行、荒天中止とし、中止の場合の代替日は設けない。なお、中止の場合の対応は、甲乙協議の上決定する。
- ⑧ 緊急時に備えて車で巡回し、救護体制を整えること。

(3) 参加申込の受付・申込者への通知

- ① 事前申込制とし、事前申込の受付と参加券の交付を行う。併せて、参加申込者名簿の作成を行う。なお、定員を超える応募があった場合は、抽選により参加者を決定し、参加できなかった者にはお詫びのお知らせを送付する。
- ② ガイドングイベント開催についての電話等問合せの対応を行う。
- ③ 参加人数が定員に満たない場合の対策を行う。

(4) ガイドングイベントに関する情報発信等広報

ガイドングイベントへの参加の喚起及び竹内街道・横大路(大道)の日本遺産認定のストーリーと周辺の沿道の魅力を全国に向けて力強く発信できるよう、わかりやすく親しみやすい、インパクトのあるPR手法で広報を行う。

① チラシの製作・設置

チラシには文化庁シンボルマーク及び日本遺産ロゴマーク並びに補助事業名を掲載すること。

規格： A3二つ折り 両面 カラー

部数： 5,000部(500部×10市町村)

納品場所： 甲が指定する場所(実行委員会構成10市町村の役所・役場)へ乙から直接発送納入

② 効果的な手法を用いたPRの実施

イベントへの参加を喚起し、ガイドングイベント及び竹内街道・横大路の日本遺産認定のストーリーと周辺の沿道の魅力を効果的な手法を用いてPRするような広報を複数回実施すること。

(5) 当日配布用資料の印刷

当日配布用の資料を下記のとおり印刷し、納入すること。なお、印刷データは各団体が作成するものとする。

規格： A3二つ折り 両面 カラー

部数： 下記のとおり

納品場所： 当日の受付に持参し、納入すること。

	団体名	部数（予備含む）
1	大阪観光ボランティアガイド協会	50部
2	てんのうじ観光ボランティアガイド協議会	120部
3	NPO 法人堺観光ボランティア協会	125部
4	まつばらまちの案内人	60部
5	羽曳野まち歩きガイドの会	80部
6	太子町観光ボランティア「太子街人（ガイド）の会」	120部
7	葛城市観光ボランティアガイドの会	80部
8	大和高田市文化財ボランティアガイドの会	80部
9	橿原市ボランティアガイドの会	140部
10	桜井市観光ボランティアガイドの会	170部
11	（一社）飛鳥観光協会ボランティアガイド	120部

(6) 事業の取りまとめ、事業実施報告書の作成

本業務の作業内容を取りまとめ、事業実施報告書を作成する。

① 写真等によるガイドングイベントの記録

② 事業実施報告書作成業務

事業実施報告書は紙ベースで3部及び電子データ一式とする。なお、(4) ガイドングイベントに関する情報発信等広報についての②効果的な手法を用いたPRの実施について詳細な実施内容を記載すること。また、チラシ、参加者配布資料等の

作成物も併せて納品すること。

(7) 打合せ協議

本業務を遂行するに当たり甲と乙は、必要に応じて協議を実施する。

7. 成果品及び納期

- (1) 事業実施報告書：3部（令和2年3月24日）
- (2) 当日用配布資料（事業実施報告書添付分）：各3部
- (3) 広報用チラシ：5,000部
- (4) 当日配布用資料：1,145部
- (5) アンケート集計結果：3部（令和2年3月24日）
- (6) 打合せ記録簿：1式（令和2年3月24日）
- (7) (1)～(5)の電子データ一式：1式（令和2年3月24日）

8. 成果品の検査・納品

本業務の成果品の納入場所は、甲が指定する場所とし、甲の検査を受けた後、納品を行うこと。

III その他

9. 第三者への再委託について

乙は、本業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。また、企画提案書に記載した再委託先についても契約時に承諾を受けること。

10. 資料の貸与について

甲及び当該業務で連携する団体が保有する資料について、業務遂行上必要であれば乙に貸与するものとする。乙は、甲の指示に従い、借用書を甲に提出の上、資料の貸与を受けるものとし、本業務の完了後は、速やかに借用した資料を甲に返却しなければならない。

11. その他留意事項

- (1) 乙は、本業務の遂行に当たり、関連法令及び本仕様書を遵守するとともに、甲の意図及び目的を十分に理解した上、適正な人員を配置し、正確に行うこと。
- (2) 本仕様書及び契約書に定めのない事項や、その他調整を要する事項については、甲乙協議の上、決定すること。
- (3) 委託で得られた成果物の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は甲に帰属する。また、乙は成果品につき、著作者人格権を行使しない。

- (4) 乙は、業務遂行にあたり知り得た個人情報、個人情報保護法に則り適切に管理すること。また、業務で知り得た情報及び業務に係る内容を第三者に漏らしたり、その他の目的に転用してはならない。
- (5) 乙が本業務によって甲又は第三者に損害を与えたときは、乙が賠償の責任に任ずること。
- (6) 本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

